

第74回 国際対応専門委員会議事概要

日時 平成20年10月30日(木) 13時30分～15時00分

場所 (財)財務会計基準機構 会議室

(審議事項)

(1) IASBの金融危機に対する対応

山田 IASB 理事から、資料(第163回企業会計基準委員会資料:審議事項(1)-4 IASBの信用危機に対する対応及び審議事項(1)-5 IASB及びFASBのプレスリリース)をもとに、IASBの金融危機に対する対応についての概要の説明があった。資料の内容に補足した点は以下のとおりである。

- 金融安定化フォーラムの「オフバランスとなっている特別目的会社の会計処理」提言には、認識の中止プロジェクトも関連しており、来年の第1四半期に公開草案の公表を予定している。
- 10月15日に公表されたIFRS第7号「金融商品:開示」の改訂公開草案「金融商品の開示の改善」では、公正価値で測定されている金融資産・負債の階層別(レベル1、2、3)やレベル3に関しては期首から期末までの変動表の導入を提案している。
- 公表予定の専門家諮問グループの報告書は、権威をもたない教育ガイダンスの位置づけとなるが、本グループから得られた経験は公正価値測定のプロジェクトに反映される。
- 10月の欧州の首脳による要請は、米国会計基準では稀な場合に認められるトレーディング目的からのカテゴリー変更を、IAS第39号でも認めるよう10月中に改訂すべきであるというものであり、改訂されない場合には、欧州は当該規定をカーブアウトするというものであった。これに対応して、10月9日に評議会が、IASBは本件に関してデュー・プロセスを一時停止してよいという決定をし(審議事項(1)-5⑥)、10月13日にIASBで審議の上、IAS第39号及びIFRS第7号の改訂「金融資産の再分類」を公表した(審議事項(1)-5⑧)。
- 米国会計基準と同様、IAS第39号及びIFRS第7号の改訂「金融資産の再分類」の第50B項では、「稀な状況」のみトレーディング目的からの再分類を認めたが、米国ではこの再分類がこれまで行われた例はない。もし再分類を行った場合には、再分類時点の公正価値で振り替えることとなり、再分類後には減損の規定の適用が検討しなければならないため、含み損を隠すことはできない。したがって、大きく公正価値が下がった場合に、含み損を繰り延べることができるわけではない。

- 10月20日付プレスリリース「IASB及びFASB、市場の信頼性を強化するための国際的アプローチを公約」は、金融危機はヨーロッパだけでなくグローバルな問題であるという認識から出されたものである。その中で示されたアジア、北米、ヨーロッパでの円卓会議に関して、アジアは、東京で行うことが検討されている。¹
- 10月27日付で欧州委員会から、IAS第39号改訂の追加要求の書簡が公表されている。その中には、公正価値オプションを指定した金融商品の再分類を認めること等を年度末までに解決する要求がなされている。
- 日本では、株式の時価会計を中止する、一部の時価会計を凍結するといった一部報道があるが、これは誤りである。IASBにおいて株式の時価評価をやめる議論は一切なされていない。

新井専門委員長からは、ASBJの金融危機に対する対応として、10月28日に、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」及び「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」を公表したことを報告した。

その後に行われた質疑応答では、以下のような質問及び意見が述べられた。

- 「金融資産の再分類」によるIAS第39号50項の変更は大きな影響があると考えられる。現在の状況が、トレーディング目的から満期保有目的への再分類が認められる「稀な状況」でないと判断された場合はもちろん、判断されなかった場合でも、貸付金及び債権への再分類は稀な場合という要件がないため、次のような会計処理が可能であることも考えられる。貸付金及び債権に該当する金融資産は証券化するために購入又は実行した場合には、トレーディング目的に分類しなければならず、公正価値が下落すれば損失を認識しなければならない。当該金融資産を予見可能な将来まで保有する意図があれば貸付金及び債権に再分類し、償却原価で評価することが可能である。再分類の際の公正価値は、投売りによる価格は該当せず、当該金融資産のキャッシュ・フローがパフォーマンスである限り、減損とはならない。²
- 上記意見に対して、山田IASB理事から、減損の規定の適用には判断が求められること、現在の市場価格がすべて投売りとみることもできないと考えられ、公正価値の適用にも判断が求められること、価格が下落しているときにトレーディング目的から再分類を行った金融資産の会計処理が、トレーディング目的での会計処理と同じ結果となることは期待できないが、含み損を長期に放置することはできないと考えているという回答があった。
- 満期保有目的に再分類した場合に、価値の下落が信用リスクの低下に該当しないため、減損の規定を適用しなくてもよい場合があるという情報もある。さらに、EUから減損

¹ 11月6日にIASBとFASBから、アジアの円卓会議を東京のASBJオフィスにて、12月3日に開催することが発表されている。ASBJウェブサイト「IASB/FASBの金融危機に関する円卓会議の開催について」を参照いただきたい。

² 貸付金及び債権、及び満期保有目的投資の減損に関する規定は、IAS第39号第63項を参照いただきたい。

の規定の緩和に関する要求がなされているのか³という質問に対しては、山田 IASB 理事から、IAS 第 39 号の減損に関する規定は変更していないが、このような状況下で長期間含み損の繰延べが可能であるとは考えないという回答があった。

- 「金融資産の再分類」に関して、欧州がカーブアウトする動きがあったため、IAS 第 39 号の変更を行ったということであるが、従来であれば単に完全版 IFRS ではないと言っていたにすぎなかったのではないかという感想と、10 月末までは 7 月 1 日に遡及して適用可能である点について、7 月 1 日から 10 月末までの間の「稀な状況」と判断された時点で再分類が可能であるという理解でよいのかという質問に対しては、山田 IASB 理事から、本件はかなり政治的な要素もあり、批判があることは理解しているが、IFRS の最大の利用者が欧州であることは事実であり、IAS 第 39 号の最初のカーブアウトをなくすために 3-4 年を無駄にしていることを考慮したこと、適用時期は欧州からの要請であるが、いつから「稀な状況」に該当したかは個別企業の判断であるという回答がなされた。
- 金融庁のオブザーバーからは、緊急時であるとしても、IASB がデュー・プロセスを停止したことは、今後も議論する必要があると考えられること、証券監督者国際機構 (IOSCO) の会議において、金融の安定性の観点からデュー・プロセスを停止することを理解する意見もあったが、欧州の中からもデュー・プロセスが重要であるという意見が述べられたことが説明された。
- 現在の状況により、市場価格自体ももろいものであることを認識させられた。公正価値をモデルを使用して算定する場合に、モデルの信頼性や客観性を担保するために、専門家諮問パネル以外に、IASB でどのようなことを実行するのかという質問に対しては、山田 IASB 理事から、ボードレベルで議論を行っていないが、専門家諮問パネルからの「公正価値測定は市場参加者が取引するであろう価格を推測する。」というメッセージは明確であり、この趣旨に沿って判断することになるという回答があった。
- 公正価値をモデルを使用して算定する場合に、モデルの信頼性や客観性を担保するために、IOSCO で考えていくことはあるのかという質問に対しては、金融庁のオブザーバーからは、開示の充実が当局の政策手段として挙げられ、金融安定化フォーラムの提言を踏まえ証券化商品の開示の充実を図っているという回答があった。また事務局から、金融安定化フォーラムからは、バーゼル委員会にも公正価値算定の信頼性の確保するための金融機関の体制に関する提言がなされているという説明があった。
- 時価会計の凍結という一部報道と、今回の金融危機に対する IASB の対応を区別して考えるべきであることは同感である。

³ 10 月 27 日付の欧州委員会からの IAS 第 39 号改訂の追加要求の書簡では、売却可能投資の減損の規定 (IAS 第 39 号第 67 項) を貸付金及び債権、及び満期保有目的投資の減損に関する規定に合わせることで、株式の減損の戻入を債券と同様当期損益を通じて行うように合わせることを要求されている。

- 国債等、信用リスクの低い債券の価格が償還金額を大きく下回った場合には、満期まで保有することが企業の合理的な行動である。会計情報として有用な情報は、保有目的と切り離せないことが明確になったと考える。IASB が、すべての金融商品を保有目的と関係なく公正価値で測定することを模索することは、これと正反対であると考えられる。

(2) 公開草案「IFRS の年次改善」に対するコメント対応

前回 10 月 3 日の国際対応専門委員会（詳細な内容は、「第 73 回国際対応専門委員会議事概要」を参照）に引き続き、8 月に公表された公開草案「IFRS の年次改善」のコメント対応について審議を行った。

事務局より、IAS 第 18 号「収益」に付随する売上の総額／純額表示に係るガイダンスの追加案と実務対応報告第 17 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」との関係（別紙 1 参照）、及び当該ガイダンス追加案の発効日が明記されていないことに関するコメント対応案（別紙 2 参照）の説明を行った後、質疑応答が行われ、以下のような意見が述べられた。

- 総額表示と純額表示の違いは、自分の付加価値部分のみ（代理人、純額表示）ならず、仕入先等他人が既に付加価値を付けている部分に対するリスクまで負担しており、当該対価まで収益に計上する（本人、総額表示）かである。EITF99-19 の、5. 「商品の性質を変更したり、サービスを提供することによって付加価値を加えている」、6. 「自由に供給業者を選択する裁量がある」、7. 「物品またはサービスの仕様の決定に関与している」の 3 つの総額表示が妥当だとする指標（別紙 2 参照）が、他人が既に付加価値を付けている部分に対するリスクまで負担しているという本質の判断をミスリードするのであれば、明示的な記載を行っていない本公開草案に賛成する。

上記公開草案に対するコメント案については、本専門委員会での審議をもとに最終案とすることが確認された。（最終コメントについては、公開草案「IFRS の年次改善」に対するコメント）参照）

(報告事項)

(1) 10月IASB会議報告

山田IASB理事から、2008年10月IASB会議及びIASBとFASBの合同会議での以下の議題の審議について、IASB Updateを用いて報告がなされた。

	議題	主な内容
IASB 単独	保険契約についての教育セッション	<ul style="list-style-type: none"> 履行価値による測定
IASB/FASB 合同会議	連結	<ul style="list-style-type: none"> IASBの連結に関する公開草案ドラフトとFASBのFIN46(R)改訂公開草案の類似点と相違点。 今後合同でプロジェクトを進めるか。
	認識の中止	<ul style="list-style-type: none"> 認識の中止に関する2つのアプローチの検討。
	資本の特徴を持つ金融商品	<ul style="list-style-type: none"> 無期限アプローチと基本的所有アプローチを将来の審議の基礎とする決定。 上記アプローチの例外を作らざるを得ないという認識。
	負債	<ul style="list-style-type: none"> 期待結果アプローチを、認識の際に用いるのではなく、認識後の測定のツールとして用いるべきであること。

以上の議題以外に、IASB単独会議では、信用危機（IAS第39号改訂、連結、認識の中止、活発でなくなった市場。「IASBの金融危機に対する対応」を参照）、年次改善、公正価値測定、資本の特徴を持つ金融商品、プライベート企業のためのIFRS、株式報酬、テクニカル・プランの審議が、IASBとFASBの合同会議では、金融危機（IASBとFASBの10月20日付プレスリリース「IASB及びFASB、市場の信頼性を強化するための国際的アプローチを公約」及び上記「IASBの金融危機に対する対応」を参照）、概念フレームワーク（フェーズB：資産と負債の定義）の審議、及び排出権取引、公正価値測定、金融商品（複雑性の低減）の教育セッションが行われたことが報告された。

（IASB会議報告については当委員会ホームページ

<http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/2008.php>を参照。）

その後に行われた質疑応答では、以下のような質問及び意見が述べられた。

- 期待結果アプローチを、負債の認識の際に用いるのではなく測定に用いることを明確化する質問に対しては、山田IASB理事から、現行IAS第37号のように将来キャッシュ・フローの流出が50%を超える（probable）かどうかを認識の規準として用いず、負債の定義を満たせば負債として認識し、将来キャッシュ・フローの流出の確率は、

測定に用いるべきであるという横断的論点を、IASB では IAS 第 37 号改訂において審議しているが、FASB はあまり審議されていないので、本横断的論点を審議し、期待結果アプローチに対する基本的な考え方を両ボードでの基準設定の際に適用することを暫定合意したという説明があった。

- IAS 第 37 号改訂での測定に期待値を用いるという議論に関して、IAS 第 39 号に関連する金融商品の公正価値測定でも期待値を用いる場合があり、同様の問題があるのではないか。
- 保険契約プロジェクトは、現在は IASB 単独で行われているが、今後 FASB と共同のプロジェクトとなるのかという質問に対しては、山田 IASB 理事から、今後共同で行うことになるという回答があった。⁴

以上

⁴ FASB では、10 月 29 日のボード会議において、ハーズ議長から IASB の保険契約プロジェクトに合流することを決定した旨の報告が行われている。

IFRS 年次改善 公開草案 収益認識（売上の総額／純額表示に係るガイダンス）資料

前回の専門委員会では、次の点に関して質問があった。

- ✓ EITF99-19 で明示されていた３つのファクター（【参考１】表中の５～７）が、IASB の公開草案には（明示的には）記載されていない。
- ✓ 我が国の実務対応報告第 17 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「PITF17」という。）では、収益認識の総額と純額の判断に際して、これらファクターが考慮されている（【参考２】参照）。

この点をどのように理解すべきか。IASB の公開草案と PITF17 は整合しているのか。

【考え方】

PITF17 では、収益を総額で表示するか純額で表示するかについて、「一連の営業過程における仕入及び販売に関して通常負担すべきさまざまなリスク（瑕疵担保、在庫リスクや信用リスクなど）を負っていない場合には、収益の総額表示は適切でない」という考え方を示している。そして、IASB の公開草案では明示されなかったファクターに含まれる、「付加価値を加えていること」や「商品またはサービスの仕様の決定に関与していること」が無いケースでは通常、こうしたリスクを負っていることが明らかではないとしている。

しかしながら、こうしたケースにおいても、当該リスクを負っていることを示せば収益の総額表示を行うことができるとされており、総額か純額かの判断指標としては、公開草案では明示されなかったファクターではなく、公開草案にも記載されているファクター（１、２、３、８等）に関連するリスクであると整理されているものと考えられる。

したがって、IASB の公開草案と PITF17 は整合していると考えるがどうか。

【参考１】IASB の ED と US GAAP の判断指標の考え方の比較

EITF99-19 における指標の考え方

以下の表のファクターや指標を考慮した上で、関連する事実や状況に基づいて判断する。ただし、単一の指標で判断するのではなく、総合的に判断することが求められている（The Task Force reached a consensus that none of the indicators should be considered presumptive or determinative; however, the relative strength of each indicator should be considered. (EITF99-19.6) ）。

IASBのEDにおける指標の考え方

企業は財貨の販売又は役務の提供に関する重要なリスクと経済価値に対するエクスポージャーを負っている場合に本人として活動している。企業が本人として活動している特徴としては、個別に、若しくは組み合わせたものであっても、以下のような特徴を挙げることができる。

【指標の比較表】

◎ 総額表示が妥当であると判断するための指標	
EITF99-19	IASB ED
1. 契約の主たる債務者 (Primary Obligor) である。	企業は顧客に対し財貨又は役務を提供する、又は注文を執行する主たる責任を負っている。例えば顧客が注文又は購入した商品又はサービスが顧客に受け入れられるかどうかについて責任を負う。
2. 商品受注前又は顧客からの返品に関して一般的な在庫リスクを負っている。	企業は、顧客注文の前後、出荷あるいは返還の間の在庫リスクを負っている。
3. 商品受注後又は発送中の商品に関して物理的な損失のリスクを負担している。	
4. 自由に販売価格を設定する裁量がある。	企業は、直接、間接を問わず、例えば追加商品又はサービスを提供するなど、価格設定に裁量権を有している。
5. 商品の性質を変更したり、サービスを提供することによって付加価値を加えている。	
6. 自由に供給業者を選択する裁量がある。	
7. 物品またはサービスの仕様の決定に関与している。	
8. 代金回収に係る信用リスクを負担している。	企業は顧客の信用リスクを負っている。
◎ 純額表示が妥当であると判断するための指標	
EITF99-19	IASB ED
1. 供給元 (仕入先) が主たる債務者である。	N/A ただし、総額表示の指標 1.で実質的に同じ。
2. 企業が稼得する金額は確定している。	企業が稼得する金額が、取引ごとの固定の手数料、又は顧客への請求金額の一定パーセンテージなどにより、事前に設定されていること。
3. 供給元等の第三者が信用リスクを負担している。	N/A ただし、総額表示の指標 8.で実質的に同じ。

【参考2】PITF17の記載

4 ソフトウェア取引の収益の総額表示についての会計上の考え方

ソフトウェア取引においては、技術革新による取引の多様化や高度化に伴い、複数の企業を介する取引が見受けられるが、このような取引には、在庫リスクを抱えて行われる取引だけでなく、物理的にも機能的にも付加価値の増加を伴わず、会社の帳簿上通過するだけの取引も存在する。このような複数の企業を介する情報サービス産業におけるソフトウェア関連取引において、委託販売で手数料収入のみを得ることを目的とする取引の代理人のように、一連の営業過程における仕入及び販売に関して通常負担すべきさまざまなリスク（瑕疵担保、在庫リスクや信用リスクなど）を負っていない場合には、収益の総額表示は適切でない。特に、例えば、次のようなソフトウェア関連取引については、販売者は、一般的に、通常負担すべきさまざまなリスクを負っていることが明らかでないと考えられるため、収益の総額表示を行うためには、当該リスクを負っていることを示すことが必要となる。

- 機器（ハードウェア）やパッケージ・ソフトウェアなどの完成度の高いものにソフトウェア開発を行って販売するケースにおいて、ソフトウェア開発の占める割合が小さいなど、付加価値がほとんど加えられていない場合の当該機器（ハードウェア）やパッケージ・ソフトウェアに関する取引
- 受注制作ソフトウェアにおいて、第三者であるパートナー（協力会社）にそのプロジェクト管理のすべてを委託している場合の当該ソフトウェア開発に関する取引
- 機器（ハードウェア）にソフトウェアを組み込んだ製品やパッケージ・ソフトウェアの売手が、製品の仕様（スペック）や対価の決定に関与していない場合の当該機器（ハードウェア）やパッケージ・ソフトウェアに関する取引

以上

IFRS 年次改善 公開草案
収益認識（売上の総額／純額表示に係るガイダンス）発効日 コメント資料

1. この資料の要旨

- 年次改善公開草案の IAS 第 18 号「収益」の改訂の発効日に関するコメント案の要旨について整理したものである。
- 基準本文の改訂の必要性については、原則ベースの基準としてあるべき形になるかという観点とともに、前回の国際対応専門委員会にて、山田 IASB 理事から、本改訂が基準本文の改訂ではなく付録の改訂のみであるため、発効日の記載がないという指摘があったことも踏まえる。

2. コメント案の内容の比較

付録の改訂のみでよいとする案（A 案、ASBJ スタッフの提案）と基準本文の改訂が必要である案（B 案）とで、コメント案の内容を比較する。

項目	A 案	B 案
改訂する部分	ED の提案どおり付録の改訂のみ （第 8 項はそのまま）	本文の改訂も必要 （例えば第 8 項の後に、本人と代理人の区分に関する項を加える）
あるべき発効日	2010 年 1 月 1 日以後開始事業年度から	2010 年 1 月 1 日以後開始事業年度から
発効日の記載場所	2008 年 5 月公表の「IFRS の年次改善」 の Part II のように、別の場所に記載	基準本文

IAS 第 18 号第 8 項

8. 収益は、企業が自己の計算により受領し、又は受領し得る経済的便益の総流入だけを含む。売上税、物品税及びサービス税、並びに付加価値税といった第三者のために回収した金額は、企業に流入する経済的便益ではなく、持分の増加をもたらさない。それゆえ、それらは収益から除外される。同様に、代理の関係にある場合、経済的便益の総流入は、本人のために回収した金額で企業の持分の増加をもたらさない金額を含んでいる。本人のために回収した金額は収益ではない。その代わりに、この場合には、手数料の額が収益となる。

B 案では、第 8 項の後に、付録の改訂案をもとに、例えば以下のような項を設ける。

企業が本人又は代理人のいずれとして活動しているかの決定は、事実及び状況に依存し、判断が要求される。企業は、財貨の販売又は役務の提供に関連する重要なリスク及び経済価値に対するエクスポージャーを負っている場合に、本人として活動している。企業は、財貨の販売又は役務の提供に関連する重要なリスク及び経済価値に対するエクスポージャーを負っていない場合に、代理人として活動している。

以 上

2008年11月7日

国際会計基準審議会御中

公開草案「国際財務報告基準(IFRS)の改善」に対するコメント

我々は、国際財務報告基準(IFRS)の改善を提案する公開草案(以下「本公開草案」という。)に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会(ASBJ)の中に設けられた国際対応専門委員会のものである。

1. 我々は、本公開草案において示された年次改善プロジェクトにおける提案に基本的には賛成する。今回、我々が指摘した点も考慮して、さらに、より適切な改善に向けて検討していただきたいと考えている。
2. 以下では、国際会計基準(IAS)第18号「収益」の付録の改訂案—企業が本人(principal)又は代理人(agent)のいずれとして活動しているかの判定に関連して、この改訂の発効日の問題についてコメントする。

IAS 第18号改訂の発効日

3. 我々は、企業が本人(principal)又は代理人(agent)のいずれとして活動しているかの判定についての論点は、対象が幅広く、実務上の関連性があり、したがってガイダンスが必要であることに同意する。また、本提案のエッセンスにも同意する。
4. さらに、基準本文の改定とせずに、IAS 第18号の付録の改訂の設例の追加とすることにも同意する。
5. 本公開草案では、各基準に対する改訂案に、それぞれの発効日の提案が含まれている。しかしながら、このIAS 第18号付録の改訂案については、基準本文の改訂ではないために、発効日の提案が明記されていない。
6. IAS 第18号の付録の改訂案の結論の背景のBC2項には、企業が本人又は代理人のいずれとして活動をしているかを決定するためのガイダンスをIAS 第18号が提供していないことを審議会が認識したと記載されている。我々は、明確な発効日の記載がない場合、いつ新しいガイダンスが適用されるかの審議会の意図が関係者に分からないこと

を懸念する。

7. 我々は、十分な移行期間を確保するために、本改訂の発効日は、他の各基準の改訂案と同じく 2010 年 1 月 1 日以降開始の事業年度とすべきだと考える。
8. 2008 年 5 月に公表された「IFRS の改善」では、パート II に IAS 第 18 号の付録の改訂が含まれていたが、下記のように、パート II の冒頭にパート II のすべての改訂の発効日を記載する形式となっていた。

<p>パート II における改訂は、2009 年 1 月 1 日以降開始事業年度に適用される。早期適用は、認められる。</p>

9. 今回も、上記と同様の形式を用いて発効日を明確化することを提案する。

我々のコメントが国際会計基準審議会（IASB）の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

新井武広

国際対応専門委員会専門委員長

企業会計基準委員会委員（常勤）